

Handwritten notes on the right page, mostly illegible due to fading and bleed-through.

別記

要 求 書

今回の貴工場の会員解雇は思しき暴虐手段である、即ち

- 一 会員解雇は常套手段を今日まで既に五回行ひ今回を以て六回目であること
- 二 工場生産の廃止に決りしで常套手段の職工入替であること
- 三 右の入替の必要は認められず職工に何等解雇されるべき苦勞をなせきこと
- 四 今回の解雇取扱ひが何等誠意なく曠り暴漫であること

以上の理由に依つて貴工場は左の要承の貫徹を以て労働階級の生存擁護のため決死を期すとの心ある

要承條項

一、解雇手当

大人 三十六名

一名金五百円也